

川崎市立高等学校合同芸術祭事業補助金交付要綱

令和元年6月1日 市長決裁

31川教指第1252号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立高等学校全日課程芸術科教育の充実及び振興を図るため、川崎市立高等学校合同芸術祭に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の行う次に掲げる事業とする。

- (1) 展示会の開催及び運営
- (2) 演奏会の開催及び運営

2 前項の事業に要する経費を、補助対象経費とする。

(交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会の設置要綱、役員・会員名簿等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要と認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、交付決定通知書（第2号様式）により実行委員会に通知する。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前条による通知後、実行委員会からの請求に基づき、概算払により交付する。

(申請の取下げ)

第7条 実行委員会は、第5条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容、又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に書面により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第8条 実行委員会は、補助事業の内容又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による変更申請があったときは、市長がこれを速やかに審査し、その決定の内容を変更交付決定通知書（第4号様式）により実行委員会に通知する。

(補助事業の遂行)

第9条 実行委員会は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業の遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に従って遂行されないと認めるときは、実行委員会に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告書等)

第11条 実行委員会は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書（第5号様式）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の提出を受けた場合には、その内容を審査し、内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実行委員会に確定通知書（第6号様式）により通知する。

2 市長は、実行委員会に交付すべき補助金の額を、交付決定額の範囲内で確定し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、実行委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助の対象となる経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 実行委員会は、前項の規定による取消しにより補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

3 実行委員会は、補助対象経費に消費税等相当額が含まれている場合、消費税の還付を受けたときは、還付相当額に充当した補助金を返還しなければならない。

4 補助金の返還期限は、返還の命令日から20日以内とし、期限内に納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を、実行委員会は市に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 実行委員会は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
(川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会への補助金交付に関する要綱の廃止)
- 2 川崎市立高等学校合同芸術祭実行委員会への補助金交付に関する要綱(平成19年4月1日制定)は、
廃止する。

第1号様式

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者)

団体名

住所

代表者氏名

印

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る交付申請書

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金として、次のとおり申請いたします。

- 1 目的及び内容
 - (1) 目的
 - (2) 事業内容
- 2 実施予定期間
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 団体の規則、役員・会員名簿等

団体名
住所
代表者名 様

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度〇〇〇〇〇〇補助金については、次の条件を付けて交付します。

交付決定金額 円

年 月 日

川崎市長名 印

- 1 補助金は適正な執行を図り、当該事業以外の事業に流用しないこと。
- 2 偽りその他不正な手続きにより補助金の交付を受けたときは、交付金額の全部又は一部を返還すること。
- 3 事業の完了後、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとし、余剰金が生じた場合は、川崎市に返還すること。
- 4 収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間整理保管すること。

第3号様式

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

(申請者)

団体名

住所

代表者名

印

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る変更申請書

年 月 日付け川崎市教育委員会指令指第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容（経費）を変更したいので、申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

団体名
住所
代表者名 様

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度〇〇〇〇〇〇補助金については、次の条件を付けて交付します。

交付決定金額 円

変更内容

年 月 日

川崎市長名 印

- 1 補助金は適正な執行を図り、当該事業以外の事業に流用しないこと。
- 2 偽りその他不正な手続きにより補助金の交付を受けたときは、交付金額の全部又は一部を返還すること。
- 3 事業の完了後、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出するものとし、余剰金が生じた場合は、川崎市に返還すること。
- 4 収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了する日の属する会計年度の終了後5年間整理保管すること。

第5号様式

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

団体名

住所

代表者氏名

印

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る実績報告書

年 月 日付け川崎市教育委員会指令指第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

2 補助金額 円

3 添付書類

- (1) 事業実績
- (2) 収支実績
- (3) その他

第6号様式

文 書 番 号
年 月 日

団体名

住所

代表者氏名 様

川 崎 市 長 名

年度〇〇〇〇〇〇事業補助金に係る確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました〇〇〇〇〇〇事業補助金につきましては、その内容を審査し、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 交付決定通知年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 補助金確定額
- 5 過払いの補助金の返還命令額